

横浜版脱炭素化モデル事業 補助金交付要綱

制 定 令和4年6月27日 温S 第62号（本部長決裁）

改 定 令和5年5月29日 温S 第25号（本部長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜版脱炭素化モデル事業の補助金の交付に関し必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則及び別に定める募集要項の例による。

（補助事業者等の範囲）

第3条 この要綱における補助金の対象となる補助事業者等は、別に定める募集要項に基づき本市と基本協定を締結した構成事業者とする。

（補助対象経費、金額）

第4条 市長は、補助事業者等に対し、地域内発電設備等の脱炭素に資する施設整備に要する費用及び、脱炭素に資する普及啓発等に要する費用を補助するものとする。

2 前項の補助金額は当該年度の予算の範囲内とし一補助事業者等につき500万円を単年度の上限とする。なお、補助金の交付については、本市と基本協定を締結した年度を初年度として、連続する3か年を対象とする。

3 補助金の交付を受け整備した施設により得られる電力又は収益等は、地域課題の解決や賑わいづくりなどのまちづくりに活用するものとする。ただし、第18条に定める期日を経過した場合はこの限りではない。

4 補助金の対象となる施設整備に要する費用は、次の各号に定めるものとする。

(1) 設計費

(2) 工事費（材料費、労務費、諸経費を含む）

5 補助金の対象となる普及啓発等に要する費用は、別表1に定めるものとする。

6 補助金の対象となる経費は、当該年度の交付決定通知書の交付を受けた日から1月末日までに完了する経費に限る。

7 第4項第1号の合計額は一補助事業者等につき100万円を単年度の上限とする。

8 国内消費税及び消費税相当額は補助対象外とする。

（交付申請）

第5条 補助金規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は各年度12月末日とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする者が提出する申請書は、補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

3 前項に基づく申請において、補助対象とする経費が第4条第4項に該当するもの場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、補助金の対象が第4条第4項第1号のみの場合等は第2号の添付を要しないものとする。

- (1) 位置図
- (2) 設計図書の写し
- (3) 見積書の写し
- (4) 工程表
- (5) 補助金収支予算書（第2号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

4 第2項に基づく申請において、補助対象とする経費が第4条第5項に該当するもの場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工程表
- (2) 見積書等経費の内訳がわかる書類の写し
- (3) 補助金収支予算書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

5 補助金規則第5条第3項に規定する市長が申請書に記載すべき事項及び前項に規定する添付書類のうち必要がないと認めるものは、次の各号に定めるものとする。ただし、提案書に記載が無い場合を除く。

- (1) 補助事業等の目的及び内容
- (2) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (3) 補助金の算出の根拠に関する事項
- (4) 事業計画書
- (5) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (6) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類
(交付申請等に関する事務の委任)

第6条 補助金に関する手続等については、構成事業者の代表者が行うものとする。
(交付決定通知)

第7条 補助金規則第8条に規定する決定通知書は、補助金交付決定通知書（第3号様式）とする。

2 補助金規則第6条第3項に規定する補助金等の交付を決定しない旨の決定通知は、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(交付変更申請)

第8条 前条第1項に規定する補助金交付決定通知書の交付を受けた者がやむを得ない理由により、第5条の申請内容について変更する場合は、補助金交付変更申請書（第5号様式）を提出するものとする。ただし、基本協定に基づき、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、本市に書面をもって報告するものとする。

2 前項の変更申請書には、変更工程表、資金計画書及びその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 補助金規則第7条第1項第1号にある市長の定める軽微な変更とは、提案の趣旨を大きく変更することなく、第5条の申請の内容について変更する場合とする。

（交付変更承認通知）

第9条 前条の申請において交付変更の決定通知は、補助金交付変更承認通知書（第6号様式）により行うものとする。

2 前条の申請において交付変更を認めない旨の通知は、補助金交付変更不承認通知書（第7号様式）により行うものとする。

（申請取下げ）

第10条 補助金規則第9条第1項に規定する申請の取下げを行う場合若しくは活動を中止又は廃止する場合には、補助金交付取下届出書（第8号様式）を提出するものとする。

2 補助金規則第9条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金規則第9条第1項に規定する申請の取下げを行う場合には、申請者が交付決定通知書の交付を受けてから14日後の日とする。

3 補助金規則第7条第1項第2号に規定する補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、速やかに提出するものとする。

（着手報告）

第11条 補助事業者等は第7条第1項の通知を受理した後1か月以内に補助事業等に着手し、その着手前に補助事業等着手届出書（第9号様式）を提出するものとする。

（見積書の協議）

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、事業者との契約前に、補助金規則第24条の規定により見積書の徴収を行った場合は2者以上の見積書の写しを提出し、市長と協議しなければならない。ただし、次項第1号及び第2号に当たる場合は、市内事業者以外の見積書を提出することを妨げないものとする。また、次項第3号から第5号に当たる場合は、1者の見積書を提出するものとし、市長と協議しなければならない。

2 補助金規則第24条ただし書に規定する市長が認める場合に該当するものは、次の各号に定めるものとする。

(1) 市内事業者では実施・施工できない場合

(2) 市内事業者では施工に必要な材料を取り扱えない場合

(3) 既存の施設等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させると

既存の施設等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある場合

(4) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

(5) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合

(補助金交付の時期等)

第13条 補助金規則第17条の規定により、補助金は、当該年度の補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、同条ただし書の規定により、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(補助金交付の請求)

第14条 補助金規則第18条第1項に規定する交付請求書は、補助金交付請求書（第10号様式）とする。

2 補助金規則第18条第2項の規定により補助金を請求するときは、補助事業者等への請求書等の請求額の算定の根拠となる資料及びその他市長が必要と認める書類を添付するものとする。

(補助事業等の内容確認)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者等が実施し、又は発注した補助事業等について中間で内容の確認を行うことができる。

2 補助事業者等は補助事業等完了後、7日以内に補助事業等完了届出書（第11号様式）を提出するものとする。

3 前項の届を受理した後、市長は、必要があると認めるときは、現地において補助事業等の内容確認を行うものとする。

(実績報告)

第16条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、第3号に掲げる書類を除き次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類 補助事業等実績報告書（第12号様式）

(2) 補助金規則第14条第1項第2号に基づく書類 補助金収支決算書（第13号様式）

(3) 補助金規則第14条第1項第6号に基づく書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者等は前項の報告について補助事業等完了後、14日以内に提出するものとする。

3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する書類又は記載事項のうち必要がないと認めるものについて

は、報告、添付又は記載を省略させることができる。

(補助金額の確定及び返還)

第17条 補助金規則第15条の規定により、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書(第14号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金額を超える補助金額が既に交付されている場合の補助金額確定及び確定額を超える部分の補助金の返還の通知は、補助金額確定及び返還請求書(第15号様式)により行うものとする。

3 前項に規定する補助金の返還を行う場合は、市長が指定した期限までに、市長が定める方法により返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助金規則第25条ただし書に規定する市長が定める期間は、第17条第1項の補助金額確定の通知の日を起算日とし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める期間とする。

2 前項の期間において、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産(以下、「取得財産等」という。)を、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄する場合には、事前に市長に交付決定内容等変更届出書・承認申請書(第16号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合には、変更の内容を届け出るものとし、市長の承認は要しないものとする。

3 第2項の交付決定内容等の変更が、補助金規則第25条により市長の承認を要する場合は、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものに限り、承認するものとする。

(1) 補助金による施設の施工が完了していること。

(2) やむを得ない事情であること。

4 市長による承認の通知は、交付決定内容等変更承認通知書(第17号様式)により行うものとする。

5 市長による承認しない旨の通知は、交付決定内容等変更不承認通知書(第18号様式)により行うものとする。

6 第3項の場合において市長が承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

7 補助事業者等は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助金交付決定及び補助金額の確定の取り消し並びに補助金の返還)

第19条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は第7条の交付決定又は第17条の補助金額の確定を取り消し、又は既に交付されている補助金の全額若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 補助事業者等が、補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容若

しくはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 補助事業者等が、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業者等に適切な運営能力がないと判断したとき。

2 前項に規定する補助金の返還を行う場合は、市長が指定した期限までに、市長が定める方法により返還しなければならない。

3 市長による取り消しの通知は、補助金交付決定取消通知書（第19号様式）により行うものとする。

（関係書類の保存期間）

第20条 補助金規則第26条に規定する市長が定める期間は、補助事業等が完了した日から5年とする。

（その他）

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、温暖化対策統括本部長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年度に選定した構成事業者については、令和5年度に改めて選定した場合に限り、第4条第5項に定める経費を対象とするものとする。

別表1 (第4条関係)

区分	具体的な経費
1 報償費	謝金
2 需用費	消耗品費、印刷製本費等
3 委託料	コンサルタント等に係る委託料
4 使用料及び賃借料	土地・建物・会場・マイク等の借上料やリース契約のリース料等
5 原材料費	原料と材料の購入経費
6 備品購入費	実施期間や内容を基に必要と認める物品の購入費
備考	使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費とする。 その他定めのない経費については、交付申請後、個別に審査するものとする。

横浜版脱炭素化モデル事業

補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申請者 団 体 名
代表者名 職・氏名

横浜版脱炭素化モデル事業に係り補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、今回申請する経費については、他の補助金等は受けていません。

1 事業名称

2 申請金額（ 年度 分）

¥ . ー

3 添付書類

横浜版脱炭素化モデル事業

補助金収支予算書

事業名称 _____

1 収入

項目	金額	説明（負担者、負担方法等）
横浜版脱炭素化モデル事業補助金		
合計		

2 支出

項目	数量	単価	金額	説明
合計				収入の合計=支出の合計

横浜版脱炭素化モデル事業

補助金交付決定通知書

温S第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜版脱炭素化モデル事業に係る補助金については、次のとおり交付することと決定しましたので、通知します。

1 事業名称

2 交付決定額（ 年度 分）

¥ _____ . ____

3 支払期限

適正な請求書受理後30日以内

4 交付条件

- この補助金は、横浜版脱炭素化モデル事業における補助事業等のために使用し、他の目的のためには使用しないでください。
- この補助金は、補助金収支予算書（第2号様式）に記載される支出以外には使用できません。
- 補助事業等に着手する前に補助事業等着手届出書（第9号様式）を横浜市に提出してください。
- 工程表等を変更し、補助金の交付を受けようとする時期等が変更となる場合は、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。
- 横浜版脱炭素化モデル事業募集要項の趣旨に沿った事業の遂行が困難となったときは、速やかに横浜市に報告してください。

- (6) 補助事業等が完了したときは補助事業等完了届出書（第11号様式）は7日以内、補助事業等実績報告書（第12号様式）及び補助金収支決算書（第13号様式）は14日以内に横浜市に提出してください。
- (7) 補助金額確定の時点で、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、別に定める期限までに返還してください。
- (8) 申請者は、法令の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他横浜市の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行ってください。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めます。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途で使用したとき。
 - ウ 横浜版脱炭素化モデル事業募集要項又は補助金の交付条件に違反したとき。
 - エ 法令、条例又は規則に基づく指示に違反したとき。
- (10) (9)の規定は、交付する補助金の額の確定があった後においても適用します。
- (11) 申請者は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。ただし、申請者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を横浜市に納付した場合、補助金額確定通知書（第14号様式）又は補助金額確定及び返還通知書（第15号様式）の交付の日から補助金規則第25条ただし書に規定する市長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。
- (12) (11)のただし書きの後段の期限を経過する前に、施設等の管理を行う主体を変更するときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。
- (13) 事業者は、横浜版脱炭素化モデル事業募集要項の趣旨に沿って、次の事項に留意して補助事業等を実施してください。
- ア 作業には十分な安全対策を行ってください。
 - イ 請負契約を締結するときは、契約不適合責任条項を含めてください。
- (14) 横浜市は事業者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、報告を求めることがあります。

横浜版脱炭素化モデル事業
補助金不交付決定通知書

温S第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜版脱炭素化モデル事業に係る補助金については、審査の結果、交付しないことと決定しましたので、通知します。

1 事業名称

2 不交付決定理由

横浜版脱炭素化モデル事業

補助金交付変更申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申請者 団 体 名
代表者名 職・氏名

年 月 日温S第 号により交付決定通知を受けた横浜版脱炭素化モデル事業に係る補助金について、変更を行いたいので、次のとおり申請します。なお、今回申請する経費については、他の補助金等は受けていません。

1 事業名称

2 申請金額（ 年度 分）

¥ _____ . -

3 添付書類

- （1） 変更工程表
- （2） 資金計画表
- （3） その他市長が必要と認める書類

横浜版脱炭素化モデル事業
補助金交付変更承認通知書

温S第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜版脱炭素化モデル事業に係る補助金
変更については、次のとおり承認することとしましたので、通知します。

1 事業名称

2 承認条件

次の条件を付して承認します。

3 交付条件

年 月 日温S第 号横浜版脱炭素化モデル事業補助金交付決定通知
書における交付条件のとおり

横浜版脱炭素化モデル事業
補助金交付変更不承認通知書

温S第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜版脱炭素化モデル事業に係る補助金
変更については、審査の結果、認めないこととしましたので、通知します。

1 事業名称

2 不承認理由

横浜版脱炭素化モデル事業

補助金交付取下届出書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申請者 団 体 名
代 表 者 職・氏名

年 月 日温S第 号により交付決定通知を受けた横浜版脱炭素化モデル事業に係る補助金について、取り下げます。

1 事業名称

2 申請金額

¥ _____ ー

3 申請を取下げ理由

4 添付書類

補助金交付決定通知書の写し

横浜版脱炭素化モデル事業

補助事業等着手届出書

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

住 所
申請者 団 体 名
代表者名 職・氏名

次のとおり補助事業等（ 年度 分）に着手しますので、届け出ます。

1 事業名称

2 場所

区

3 着手年月日

年 月 日

4 完了予定年月日

年 月 日

横浜版脱炭素化モデル事業

補助金交付請求書

年 月 日

（請求先）
横浜市長

請求者 住 所
団 体 名
代表者名 職・氏名 ⑩

横浜版脱炭素化モデル事業に係る補助金について、次のとおり請求します。

1 事業名称

2 請求金額

¥ _____ . -

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫		支店
種 別	普 通 ・ 当 座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人	(住所)		

※ 請求者と口座名義が異なるときは、委任状を添付してください。

4 添付書類

- (1) 横浜版脱炭素化モデル事業補助金交付決定通知書の写し

横浜版脱炭素化モデル事業

補助事業等完了届出書

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

申請者 住 所
団 体 名
代表者名 職・氏名

次のとおり補助事業等（ 年度 分）が完了しましたので、報告します。

1 事業名称

2 場所

_____ 区

3 内容

4 期間

自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※横浜市使用欄

_____ 年 _____ 月 _____ 日に実施した検査の結果、所定のとおり補助事業等が完了したことを確認する。	
事業名称	_____
検査員 職氏名	_____ (印)
立会職員 職氏名	_____ (印)

横浜版脱炭素化モデル事業

補助事業等実績報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

住 所
報告者 団 体 名
代表者名 職・氏名 ⑩

年 月 日温S第 号で交付決定の通知を受けた横浜版脱炭素化モデル事業に係る補助金の対象事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 事業名称

2 場所

区

3 補助金の精算

受領額 ￥ . —

受領日 年 月 日 ※

執行額 ￥ —

差引残額 ￥ —

※ 横浜市の払い出し日を担当者に確認してください。

4 添付書類

補助金収支決算書

領収書等経費の支出を証する書類又はその写し

横浜版脱炭素化モデル事業 補助金収支決算書

事業名称 _____

1 収入

項 目	金 額	説明（負担者、負担方法等）
横浜版脱炭素化モデル 事業補助金		
合 計		

2 支出

項 目	数 量	単 価	金 額	説 明
合 計	/	/		収入の合計＝支出の合計

3 横浜版脱炭素化モデル事業補助金交付決定額

_____ 円

横浜版脱炭素化モデル事業 補助金額確定及び返還請求書

温S第 号
年 月 日

（請求先）

様

（請求者）

横浜市長

年 月 日に報告を受けました横浜版脱炭素化モデル事業に係る補助金について、完了検査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知するとともに、既にその額を超える補助金が交付されていますので、確定額を超える部分の補助金の返還を請求します。

1 事業名称

2 確定額

¥ _____ . -

3 確定額を超える部分の額

交 付 決 定 額 ¥ _____ . -

確 定 額 ¥ _____ . -

確定額を超える部分 ¥ _____ . -（今回請求額）

4 返還請求額

¥ _____ . -

5 返還期限

この請求書の交付を受けてから30日以内

6 返還方法

請求額を別添の納付書とともに横浜市指定金融機関等（別紙参照）の窓口で納付してください。納付が終わりましたら、すみやかに納付済領収書の写しをご提出ください。

横浜版脱炭素化モデル事業 交付決定内容等変更届出書・承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申請者 団 体 名
代表者名 職・氏名

年 月 日付温S第 号により交付決定通知を受けた横浜版脱炭素化モデル事業に係る補助金について、交付決定の内容等に変更があるため、横浜版脱炭素化モデル事業補助金交付要綱第18条第2項の規定により（届出・申請）します。

(変更前)	(変更後)

- 1 交付決定の内容等の変更とは、次の事項とします。
 - (1) 横浜版脱炭素化モデル事業に示す場所、施設、施設の活用・活動内容
 - (2) 補助事業等実績報告書（第12号様式。添付書類含む。）に示す記載事項
- 2 交付要綱第18条第2項の軽微な変更については、次のとおりとします。
 - (1) 団体の名称及び構成事業者等の代表者の変更
 - (2) その他市長が軽微な変更と認めるもの

横浜版脱炭素化モデル事業
交付決定内容等変更承認通知書

温S第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜版脱炭素化モデル事業に係る交付決定内容等の変更については、次のとおり承認しましたので、通知します。

1 事業名称

2 備考

横浜版脱炭素化モデル事業
交付決定内容等変更不承認通知書

温S第 号
年 月 日

(申請者)

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜版脱炭素化モデル事業に係る交付決定内容等の変更については、審査の結果、認めないこととしましたので、通知します。

1 事業名称

2 不承認理由

